

制定理由

平成22年度から学生に付与されたメールアドレスを活用し、卒業生等と大学の新たなネットワークを構築するために、メールマガジンを発行することに伴い、必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成24年 3 月 7 日 役員会 審議・承認

東京学芸大学メールマガジン発行に関するガイドラインを次のように制定する。

平成24年3月8日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学メールマガジン発行に関するガイドライン

(趣旨)

第1 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は本学の諸活動に関する情報を在学生及び卒業生等に提供するため、東京学芸大学メールマガジン（以下「メールマガジン」という。）を発行するものとする。

(編集委員会の設置)

第2 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、東京学芸大学メールマガジン編集委員会を置く。

(業務)

第3 東京学芸大学メールマガジン編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、メールマガジンを次に掲げる各号の通り、編集・発行するものとする。

- (1) 原則として毎月第1週に1回発行するものとする。
- (2) 他の関係部局の協力の下、本ガイドラインに従い、メールマガジンを編集・発行するものとする。

(組織)

第4 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 情報化統括責任者である理事（研究・附属学校担当）
- (2) 副学長（学生担当）
- (3) 企画調査室長
- (4) 情報処理センター専任教員
- (5) 情報基盤課長
- (6) 学務課副課長
- (7) 学生課副課長（キャリア支援室長）
- (8) 広報連携課副課長
- (9) 総務課副課長（基金事務室長）
- (10) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第5 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事（研究・附属学校担

当)をもって充て、副委員長は副学長(学生担当)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(掲載コンテンツ)

第6 メールマガジンは、本学の諸活動に関する情報を卒業生等に提供するために活用し、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載することはできない。

(1) 違法又は反社会的な表現及び内容のおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 営利を目的とするもの

(4) 公平性に欠けるもの又はそのおそれのあるもの

(5) 人権及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(6) 特定の個人又は団体を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの

(7) 特定の宗教の布教等にかかわるもの又はそのおそれのあるもの

(8) 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー及び国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年規程第7号)に抵触するもの

(9) 著作権等の知的所有権の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(10) その他本学の名誉及び信用を傷つけるもの又はそのおそれのあるもの

(コンテンツの掲載)

第7 メールマガジンにコンテンツの掲載を希望する部局等は、編集委員会に別紙様式1により依頼するものとする。

2 掲載等の可否については、編集委員会が判断するものとする。

(措置)

第8 編集委員会は、第6の各号のいずれかに該当すると判断したときは、メールマガジンの発行停止等必要な措置を講ずることができる。

(編集委員会の義務)

第9 編集委員会は、メールマガジンの受信者の個人情報の保護を徹底するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

第10 編集委員会は、メールマガジンの受信者から配信停止の申し出があった場合、速やかに応じなければならない。

(禁止事項)

第11 次の各号に定めるいずれの行為も禁止するものとする。

(1) 同一または類似した内容のメールマガジンを複数回発行するような、いわゆるスパム行為

(2) 配信システムに過度の負荷をかけるような配信行為

(庶務)

第12 メールマガジン及び編集委員会に関する庶務は、総務課が処理する。

(ガイドラインの改廃)

第 1 3 このガイドラインの改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第 1 4 このガイドラインに定めるもののほか、編集委員会の運営等に関し必要な事項は、編集委員会が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成 2 4 年 3 月 8 日から施行する。